

1. 施策の目的

- いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係府省の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進。

2. 施策の内容

【(1) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証】

学校外からのアプローチによるいじめ防止対策の推進に向け、①～②の取組を一体的に実施。

①実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家の活用等により、学校における対応のほかに、いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証を②と連携して行う。

（開発・実証のイメージ）

- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与する取組であること
 - ・関係部局・関係機関との連携体制を構築していること
 - ・②と連携し、取組効果が検証可能な形で進めること
 - ・ICTの活用など、円滑な相談がしやすい体制を構築していること
- ※一部民間事業者を活用することも可

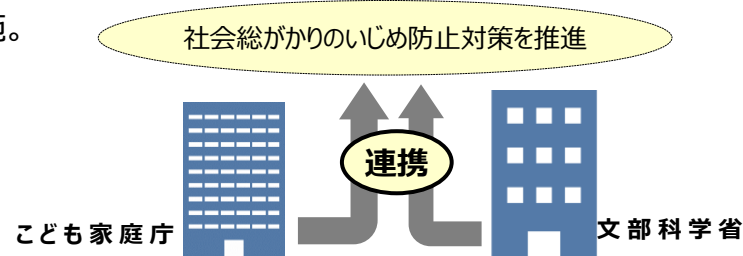
②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

各実証地域における①の取組への専門的助言や効果検証の伴走支援、汎用モデル化及び首長部局の担当者向けの研修コンテンツを作成

【(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用】

- ・重大事態調査を立ち上げる自治体に対し、第三者性確保等に関して、学識経験者等の専門家が助言
- ・再調査事例の分析等を通じた重大事態調査の運用改善等

【その他】いじめ防止に係る広報・啓発 など



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止の首長部局における取組をモデル化

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

3. 実施主体・委託先等

(1) ①実証地域（首長部局）での開発・実証

【委託先】 都道府県、市区町村（箇所数：8自治体程度）

②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

【委託先】 民間団体等（1団体）

(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用

【実施主体等】 国が非常勤職員として任命